慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際経済統合における正統性と民主主義に関する法制度的考察 : WTOとEU
Sub Title	Legitimacy and democracy in international economic integration : a comparative analysis of the WTO and the EU
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.6 (2005. 6) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際経済統合における正統性と民主主義に関する法制度的考察

――WTOとEU――

庄司克宏

一　はじめに
二　WTOの正統性と民主主義
(一)　参加国の総体としてのWTO
(二)　トランスナショナルな民主主義とWTO
三　EUの正統性と民主主義
(一)　EUの正統性
(二)　EUにおけるカバナンスの形態と民主主義
(三)　「民主主義の赤字」をめぐる議論
四　結　語

一　はじめに(1)

国際経済統合の進展に伴い、国家はグローバル経済の論理に適応して貿易と投資を引き寄せるために自己規制（規制撤廃）を余儀なくされる結果、「レース・トゥ・ザ・ボトム」（a race to the bottom）が生じるとされる。そのような事態を回避して自由貿易をそれ以外の価値（例えば、環境）と両立させるためには、グローバルまたはリージョナルなレベルで集合的にルールを決定する必要に迫られることになる。(2) その際、かかるルールの民主的正統性はどこに求められるべきかという規範的問題が生じる。それは、国際レベルで誤った決定がなされた場合にそれに直接説明責任を負う政策決定者がはっきりしないこと、国際的な政策決定過程を精査することが困難であること、行政府が情報の点で他者より圧倒的に有利であること等を論拠とする「民主主義の赤字」批判に由来する。(3) この問題を解決するには、国内における民主主義（自由選挙により選出される代表により政府の決定に対する最終的なコントロールが担保される代表制民主主義）を対外的関係においても貫徹させるか、あるいは、それが困難な場合には国家を越えた場でなされる国際的決定に何らかの民主的コントロールを及ぼすルートを確保するかのいずれか（またはその両方）を追求することが必要とされる。

国際社会を、グローバルまたはリージョナルなレベルで一定の政治権力を行使する独立の政体（a polity）が成立していないアナーキーな状態と見る場合、民主的な正統性（legitimacy）の基盤は国家にあり、国際機構は国家から権限の委任を受けた範囲内にとどまってその目的を達成する限り正統性（テクノクラート的正統性とアウトプット面からの正統性）を有するとみなされる。(4) この場合、国際機構の民主的正統性は構成員たる各国家の民主主義に依存する。(5) 世界貿易機関（ＷＴＯ）も通常、このグループに属するとされる。

これに対し、グローバルまたはリージョナルなレベルで独立の政体が成立していると見る立場は、その政体の

正統性を問題とする。すなわち、政体の正統性を民主主義に求め、その政体を運営する国際機構の民主的正統性に欠ける決定[6]の増大に伴って国内民主主義が「縮小」するのを埋め合わせるために、例えば国家を経由しないトランスナショナルな民主主義（被治者または利害関係者に対する説明とその同意に基づく集合的決定）[7]の可能性を市民社会組織の中に見出そうとする。

とくにリージョナルすなわち欧州レベルでは、欧州連合（ＥＵ）という政体が国家と別個に（重層的に）存在することに異論はないように思われる[8]。そこでは、国家レベルとは異なるＥＵレベルでの正統性と民主主義が議論の対象となってきた。ただし、いかなる種類の政体か（例えば、連邦国家になりつつある存在なのか、国際機構の特殊な形態なのか、あるいは、比類なき（sui generis）存在なのか）という点については議論が分かれるため[9]、それに応じてＥＵにおける「民主主義の赤字」の意味するところが異なる場合がある（アメリカおよびスイスとの比較検討の結果として、そのような問題は存在しないとする研究もある[10]）。

本稿の目的は、国際経済統合（経済のグローバル化）を所与のものとして、第一にＷＴＯに焦点を当てて国際機構の正統性と民主主義をめぐる議論を概観した後、第二にＥＵにおける正統性と民主主義の問題について取り上げることにより、ＷＴＯとＥＵの相違に留意しながら、統合の程度および独立の政体の有無によって、国家を越えたレベルにおけるルールおよび決定過程の正統性と民主主義の在り方がどのように変わるのか、また、それらはいかにあるべきかについて、法制度的に考察することである。

二　WTOの正統性と民主主義

(一)　参加国の総体としてのWTO

グローバルなレベルの政体を否定する立場（政体否定説）から見るならば、WTOとは単なる「ラベル」に過ぎない。すなわち、WTOという名前を使うことによって、世界の大多数の主権国家が世界貿易に対する障壁を低め、世界貿易を拡大するために協力し、分担して努力していることを表現しようとしているにすぎないとされる。WTOとは参加国の総体である。WTO職員はWTOという「加盟国主導」（Member-driven）の機関においてコンセンサスにより表明された共有の意思のエージェントに過ぎない。(11)

このような立場からすれば、WTOの正統性の源は、WTO参加国である。すなわち、WTOの正統性とは、WTOを構成する各国民国家の個別の正統性に由来し、かつ、それと不可分の関係にある。WTOを構成する個々の国家が民主国家である限りにおいてWTOの「民主的ガバナンス」が存在する。同様にして、WTOにかかわる「民主主義の赤字」はWTO参加国における民主主義の欠如を意味する。WTOが「民主的ガバナンス」を向上させる方法の一つは、WTO各参加国の行動が民主的政府として各国民の民主的意思を反映するよう一層確保することである。(12) また、WTOに参加国議会間協力の場を設けることは、国内議会による自国政府の民主的コントロールの強化に役立つとする主張もある。(13)

以上のような見解は、旧ガット体制の時代に「埋め込まれた自由主義」（embedded liberalism）(14)の下で展開された「行政府主導型多国間主義」（executive multilateralism）に依拠している。それは政府代表のみが国際的な政策調整を行う政策決定様式であり、国内議会からのコントロールはほとんど及ばず、（一部の経済的利益集団を除き）国民の監視の外にある。(15)「行政府主導型多国間主義」の下では、旧ガットにおける規制はもっぱら国家を

名宛人とする国境措置であり、その影響は予測可能であった。(16)

しかし、その後、例えば環境規制のように、国内の社会的アクターを最終的な名宛人として国境内に浸透する措置が必要とされるようになり、その影響は必ずしも予測可能ではない。(17) その結果、市民が国際的な決定により影響受けるにもかかわらず、「行政府主導型多国間主義」の下でそのような政策決定過程からまったく排除されているという意味での「民主主義の赤字」が主張されるようになった。(18) また、経済のグローバル化により、国家は手厚い社会政策とそれを維持するための高い法人税や高水準の環境保護などによって資本の国外逃避や生産拠点の国外移転が生じるのを避けるため、それらの政策を緩和することになる。このようにして、諸国家がネオリベラル的政策に収斂することにより、「レース・トゥ・ザ・ボトム」が発生するとされる。それは、国内民主主義の「縮小」を意味する。(19)

以上のような問題に対して、政体否定説は、グローバル化の中で次のような方法により国内民主主義を確保しようとする。第一に、貿易問題を環境、労働、公衆衛生等の他の問題からできる限り切り離すことである。そのようにして、WTO紛争解決機関の決定が貿易以外の国内規制に深く立ち入るのを回避することにより、国内民主主義が「縮小」するのを防ぐことができる。第二に、国境内に深く浸透する措置が国際機構の議題として扱われる場合、事前にその問題に関する国内政策決定に利害関係者（stakeholders）等の参加を促して政府の見解に反映させることである。第三に、国家の経済発展状況等に応じてWTOルールの適用に差異を設けることやオプトアウトを認めることによって「レース・トゥ・ザ・ボトム」を回避することである。(20)

(二) トランスナショナルな民主主義とWTO

他方、これに対して、グローバルなレベルの政体が形成されつつあるとする立場から、国民国家を前提とする

民主主義とは異なるトランスナショナルな民主主義が「デリバラティヴ・デモクラシー」（Deliberative Democracy）理論に依拠して主張されている。[21] 例えば、国際機構内における討議プロセスと市民によるトランスナショナルな議論の場（マス・コミュニケーション手段による複数の市民間ネットワーク）の間に市民社会組織（civil society organizations）が「トランスミッション・ベルト」として介在し、国際機構の政策決定過程を透明化するとともに市民社会[22]の声を国際機構の決定に反映させることにより、結果としてグローバルな政体の民主化を達成しようとする見解がある。[23] とくに、国際機構の決定により影響を受ける利害関係者が必要な情報を得たうえで判断と選択を行うことができるようにすることが重要視される。[24] そのためには、国際機構の文書および会議の公開を通じてNGOによる監視を容易にすること、国際機構の議題に利害関係者はじめとする市民の関心事項を反映させることなどが必要とされる。換言すれば、決定により影響を受けるすべての者に必要な情報と参加の機会を与える手続を伴う「社会的支持を受け、十分にマルチ・メディアで扱われる多国間主義」すなわち「社会受容型多国間主義」（societally backed multilateralism）が必要とされる。[25]

WTOの場合、設立条約にNGOとの協議および協力が規定され（WTO協定第五条二項）、二年ごとに開催される閣僚理事会にNGOが招聘されるようになっている。[26] WTOはまた、シンポジウム開催による市民社会組織とWTO職員の接触、紛争解決手続における非国家アクターの文書提出などによりNGOの見解を聴取するという点で一定の改善を行っているが、文書公開の以外の点では依然として不十分であると批判されている。[27]

三　EUの正統性と民主主義

(一)　EUの正統性

EUの正統性は当初、「スプラナショナル・コンプロマイズ」(supranational compromise)に基づいていた[28]。すなわち、国家は主権の委譲を行うが、それは市場統合という限定的な領域にとどめることを意味した[29]。この枠組では民主的正統性は加盟国から調達され、EUはテクノクラート的なアウトプット(統合による経済的利益の均霑)を通じた正統性に依拠して市民からの支持を確保した。このような方式は、欧州統合の最終形態を示さない点を含めて「モネ方式」(the Monnet method)とも呼ばれる[30]。

しかしその後、デンマーク人は自国の飲料容器のリサイクル制度の在り方を一部EU法にそぐわないとされ[31]、ドイツ人は自分たちが飲むビールが純粋であるべきこと(大麦、ホップ、酵母、水のみで製造されること)を欧州司法裁判所から否定された[32](さらに、そのことでドイツはフランス人から国家賠償を請求された[33])。また、ベルギー人はカカオ以外の原料が混入されているイギリスのチョコレートもその産品名で呼ぶことをEU指令により認めさせられた[34]。このようにして、市民はEUによる市場統合が自分たちの日常生活に直接影響を及ぼしていること、限定的領域にとどまらない広範かつ深いものであることに気づきはじめたのである。

一九九二年末を期限とする域内市場計画が成功して市場統合による利益が一段落したのも束の間、マーストリヒト条約(一九九二年二月七日署名、九三年一一月一日効力発生)は補完性原則と引き換えに通貨統合計画を市民に提示したが、ここに及んで市民は自分たちが同意していないことが進行していることを悟るに至った。デンマーク国民によるマーストリヒト条約批准拒否はその表明であり、EUの「民主主義の赤字」がついに政治問題化した[35]。EUは直接、民主的正統性を問われるようになったのである[36]。

ただし、EUにおける民主主義の問題は必ずしも単純ではない。以下、域内市場における欧州司法裁判所の判例法に依拠してEUガバナンスの形態と民主主義との関わりについて述べる。

(二) EUにおけるガバナンスの形態と民主主義

EUの域内市場では「物の自由移動」を確保するため、加盟国間の貿易において輸入に対する「数量制限と同等の効果を有する措置」は禁じられている。[37] これを実現するアプローチとして、(イ) 中央集権的モデル（調和アプローチ）、(ロ) 規制間競争モデル（相互承認アプローチ）、(ハ) 分権的モデル（差別禁止アプローチ）の三つが並存する。相互承認はホーム・ステイト・コントロール（home state control）に依拠する一方、差別禁止アプローチはホスト・ステイト・コントロール（host state control）を基本とする。調和アプローチは、規制のレベルが国家からEUへ移行することを意味する。

第一に、調和アプローチの場合、EUレベルの立法（一定の要件を充足すれば直接効果[38]を有し、国内法に優越する）により一定分野で各国措置の完全な調和が達成されると、各国の権限はその後排除される。ただし、EU立法がすべて加盟国法に取って代わるわけではない。[39]

第二に、相互承認アプローチとは、一加盟国において適法に生産され、取り引きされている限り、当該産品が他の加盟国においても輸入を認められるべきであるという考え方である。[40] それが適用されるならば、いわゆる「二重の負担」が生じない。すなわち、国産品には自国の規制のみが適用されるが、輸入品はそれが生産された国（原産国）の規制に加えて輸入先の国（消費国）の規制の下に置かれるという不都合が解消される。これは、「産品要件」（表示、形状、サイズ、重量、成分、体裁、ラベル、包装のように産品が充足すべき要件を定める規則）について、ホーム・ステイト・コントロールという形で各国の規制権限を認めるものである。このアプローチに基づくならば、一つの加盟国に加盟国の数と同じ（加盟国が二五ある場合は二五通り）のルールが存在することになり、それらは互いに競争の下に置かれる。どのルールが競争を生き残るかは市場が決定する。すなわち、生産者がどの国のルールで生産を行うか（どの国に生産拠点を移すか）、また、消費者がどの国のルールで生産された産

品を購入するかによって各国ルール間の優劣が決まり、その結果、各国のルールは徐々に単一のルールに収斂することになる（レース・トゥ・ザ・ボトムあるいはレース・トゥ・ザ・トップ（a race to the top））[41]。すなわち、各国は規制権限を維持しつつも、その行使は実際には市場により制約を受ける。国内政治から見れば、民主主義（に基づく決定）の範囲が「縮小」することになる。

第三に、国籍・原産地に基づく差別がなければ、広告や営業時間の制限等に関する「販売取り決め」（selling arrangements）に関するルールは「産品要件」におけるような「二重の負担」が生じないとされ、各国の社会経済的・文化的政策を反映した立法すなわちホスト・ステイト・コントロールに任されるという分権的システムも存在する[42]。この場合、差別禁止に従う限り、各国の民主主義による自由な規制が許される。

EUは以上の三つのアプローチに基づく制度的帰結として、EUレベルの民主主義の要請、各国規制間競争による各国民主主義の縮小、および、一定分野における国内民主主義の維持（その限りで各国民主主義の機能不全の可能性）という状況に同時に直面している。

以下では、一般の国際機構では見られない側面して、とくにEUレベルでの民主主義をめぐる議論を取り上げて（ただし、調和だけでなくEU立法一般に関わるものとして）検討することとする。

㈢ 「民主主義の赤字」をめぐる議論

EUの「民主主義の赤字」に関する伝統的議論によれば、その問題は、加盟国が主権の一部をEUに委譲することにより国内議会が喪失した立法権限を、行政府が理事会において共同行使しているという批判に由来する。各国行政府はEUレベルで集合的に立法機能を担うとともに、EU立法の国内実施においても主要な役割を有している。そのうえ、民主的選挙を経ないで任命されるコミッションは立法提案権を独占し、また、EUレベルの

行政においても「コミトロジー」（Comitology）制度[43]の下、各国官僚・専門家とともに主要な役割を果たしている。このように、EUは実は行政権力集中型の支配を行っており、それに対して国内議会も欧州議会も十分な民主的コントロールを行使できていないとされる[44]。

以上の問題に対して、次のような解決策があるとされる。第一に、国内議会の自国行政府に対する民主的コントロールの強化である。例えば、理事会での法案の投票について国内議会が自国代表に拘束をかけることである。しかし、これは、全会一致事項の場合には拒否権があるため機能するが、特定多数決事項の場合は国内議会が自国代表の投票を拘束しても理事会の表決で敗れるならば国内議会の意思は貫徹されないため、その点で限界を抱える[45]。

第二に、直接選挙された欧州諸民の代表である欧州議会の権限を強化することである。例えば、立法的事項にはすべて「共同決定手続」を適用することである。しかし、これに対しては、民族的・文化的に同質のデモス（国民）のないところに民主主義は成立しないという「デモス不在論」（the No Demos Thesis）に依拠して、EUレベルのデモスが存在しない現状では、真の意味でEU規模の選挙民および政党が存在せず、したがって欧州議会の意思が必ずしもEU市民の意思を反映しているとは言えないとの批判がなされる。この立場からすれば、欧州議会の強化は「民主主義の赤字」を解決するどころか、各国民主主義を体現する加盟国代表で構成される理事会を弱体化することにより「民主主義の赤字」をさらに悪化させると解釈される[46]。なお、「デモス不在論」に対しては、デモスの存立基盤を民族的・文化的同質性ではなく、それを越えた価値の共有に基づく市民的（civic）デモスに求めてEUレベルに適用することは可能であるとの主張がなされる[47]。

他方、「民主主義の赤字」必要論も存在する。それは、社会保障などの再分配政策と市場規制撤廃などの効率性指向政策を分けて考え、前者には多数決制に基づく民主主義が正統性の基盤となるとする。一方、後者につい

ては、説明責任を担保すれば、独立の機関に限定された権限を委任してテクノクラート的なアウトプットによる正統性を確保することで足りるとする。この場合、独立の機関自体に民主主義的正統性は必要ではなく、また、効率性達成のために政治の介入（選挙での再選を目指す政治家の短期的な利害計算に基づく）を防止するという意味で「民主主義の赤字」は望ましく、むしろ必要であるということになる。その意味で「スプラナショナル・コンプロマイズ」の現代版ということができる。独立性を付与されたコミッションによる立法提案権の独占および競争政策、物価の安定を託された欧州中央銀行の独立性などは、そのような意味で正当化される。欧州議会の役割は、独立の機関に対して説明責任[48]を確保することに求められる。[49]

さらに、「民主主義の赤字」否定論も主張される。その論拠として、EUに特有の制度的制約から「赤字」不在を説明することに力点が置かれる。[50]すなわち、EUの正統性の最大の源は、各国政府の民主的説明責任にあるとし、EUの権限の分野および権限の行使方法から考えて、EUに「民主主義の赤字」は存在しないとされる。その点で前述の政体否定説に近い考え方である。すなわち、第一に、EUの主要な権限は域内市場や通貨などに限定され、財政支出を必要とする社会福祉や教育等、また、それらの政策分野の財政を賄うための租税も、国家の権限に属する（この点は、「民主主義の赤字」必要論と同様である）。第二に、域内市場における規制撤廃政策は、実際には国家の社会保障政策を制約する「レース・トゥ・ザ・ボトム」を引き起こしていない。第三に、EUの権限分野においても、立法に関与するEU諸機関の間における権力分立（機関間バランス）に加えて、理事会における決定はコンセンサスによることが基本であり、特定多数決が行われるとしてもその成立下限票数は七割を超えることが要求される。さらに、EU立法が成立したとしても、その行政的基盤はもっぱら国家にある[51]（EU競争政策でさえ、その執行はコミッションの集権的地位が見直され、国内競争当局および国内裁判所との間で分権化された）。

上述の「民主主義の赤字」必要論および否定論は、EUの拠って立つべき正統性の基盤を見直して、政体としての民主主義以外に見出そうとする試みであると言える。[52] しかし、それでもなお、欧州憲法条約に見られるように、[53] 欧州議会と国内議会の両方のレベルで超国家的な執行権限を民主的な説明責任に服せしめることが必要であると根強く強調されるのは、第一にEUが加盟国と並存する重層的な性質の政体であること、また、第二に立法から行政への政治的重心の移行という一般的傾向の中で、EUレベルの決定の執行責任が主として加盟国政府にある一方でEUレベルでは複数の機関（コミッション、欧州中央銀行、理事会など）に分散していることが理由であるとされる。[54] EUは従来、「スプラナショナル・コンプロマイズ」の下で、政策決定が民主的コントロールとそれに伴う制約から免除されてきたため、効率性という点で問題解決的（民主主義の機能不全の克服）であったとされる。しかし、市場統合という目的がほぼ達成された現在、目的達成のための民主主義からの隔離という方式は通用しなくなっている。[55] 国民国家における代表制民主主義を単にEUに「移植」することは否定されつつも、代表制民主主義が「委任」（delegation）、「条件賦課」（conditionality）および「平等」（equality）という規範的な理念に基づいて要請されるとの主張も存在する。[56]

四　結　語

一般に国際機構の正統性は、それが与えられた目的と権限の範囲内で任務を効率的に達成することに求められる。このようなテクノクラート的正統性およびアウトプット面からの正統性に対して、国際機構の民主的正統性は国際機構それ自体ではなく、加盟国の民主主義に依存する。そのため、国内的には国家の関連政策決定過程に市民の声ができる限り反映されることが求められる一方、国際機構のルールはできるだけ柔軟性の余地を残して

国家の自律性を損なうことを避けようとする。

しかし、WTOをはじめとする国際機構の民主的正統性を加盟国の民主主義に求めるアプローチに対しては、市民が国際的な決定により影響を受けるにもかかわらず、国際機構における政策決定過程からまったく排除されているという意味での「民主主義の赤字」批判がなされ、それを解消するために市民社会組織を国際機構と一般市民の間に媒介させることを意味するトランスナショナルな民主主義が主張されるに至っている。

これに対し、EUでも当初、一般の国際機構と同様に、テクノクラート的な効率性に基づくアウトプット面からの正統性に依拠するとともに加盟国から民主的正統性を調達するアプローチがとられた。その後、他の国際機構一般に見られない特徴として、EUでは超国家的権限の行使に対して、直接選挙された欧州議会が民主的コントロールを加えるという制度が確立され、強化されている。しかし、EUの権限の範囲（例えば環境政策や消費者保護政策の追加）と程度（例えばEU立法の直接効果および国内法に対する優越性）および政策決定方式（コミッションの提案権独占と理事会における特定多数決）により、そのような民主的正統性は限界に達しているように思われる。二〇〇五年五月二九日フランスおよび六月一日オランダにおける国民投票による欧州憲法条約の批准拒否に示されるように、EUレベルの民主的正統性は十分ではないと市民から受けとめられている。

他方、EUは国家との類推で議論されることが多いことから[57]、EUをめぐる民主主義の議論は国内民主主義の批判の前に常に敗北する傾向にある（あるいは、それは加盟国レベルの民主主義の機能不全を反映しているにすぎないのかもしれない）。そのため、「まず、かかる欧州政体の必要性を説明し、各国政体との関係の性格を明らかにしなければ、いかなる制度改革も新たなバージョンの民主主義の赤字を引き起こすことになり、〔EU〕は国民国家に対して常にセカンド・オーダーの民主主義として見られるであろう[58]」。すなわち、この点を克服するには、EUは何のために存在する政体なのかという問いかけがなされる必要があることになる。換言すれば、EUは国

内民主主義にとっていかなる付加価値を提供するのであろうか。[59] 例えば、EU市民権に基づく移動・居住の自由および居住先国での地方参政権により新たな形態の民主的政治参加が可能となっている。[60] それは、EU市民の移住が増大するにつれて、（少なくとも地方レベルにおける）各国民主主義の間の競争を「レース・トゥ・ザ・トップ」（各国民主主義の質の向上をめぐる競争）の形で引き起こすかもしれない。[61] その結果、EU市民権に伴う居住先での欧州議会選挙権と相俟って、長期的にEUレベルの民主主義を改善することに寄与するかもしれない。

国際経済統合における正統性と民主主義の問題は、他面において、国家の役割とは何かという問いを生じさせる。なぜならば、経済のグローバル化あるいは地域経済統合に伴い、国家はいかなる範囲の仕事を国際機構（または国家を越えたレベルの政体）に委ね、自国に残すのかという選択に直面するからである。民主主義国家を前提とするならば、それは（国家またはそれを越えたレベルのうち）どちらのレベルの民主主義を選択するのかという問題に直面することでもある（必ずしも二者択一を意味しない）。さらに、国家の役割如何という問題はまた、グローバル・ガバナンスにおける国家と国際機構の役割分担はいかにあるべきかという課題（EUの場合は、上述したように、何のために存在する政体なのかという問いかけ）でもある。

EUの経験（必ずしも成功していない）に照らすならば、グローバル・ガバナンスにおける補完性原則[62]の適用が考えられる。補完性原則は、いかなる政策分野でどのような方法による実施を誰に委ねるかを決定するための基準である。補完性原則は、他の条件が等しければ、より低い（市民に近い）レベルの統治に問題解決を委ねるという推定を伴う。[63] それは、グローバル・ガバナンスの分権化を基本的ベクトルとする。このため、国家から国際機構への授権に際しては、授権を求める国際機構および授権を行おうとする国家はその推定を破る根拠を示して正当化する必要が生じる。それは、国家による国際機構への授権の歯止めとして作用する。[64] また、状況に応じて国家が国際機構から権限を取り戻す（返還される）ための根拠ともなりうる。

例えば、国家は人権保護の責任を国際機構にまったく委ねることはできない。欧州人権裁判所はマシューズ事件で、「欧州人権条約上の権利が引き続き保障されているならば、同条約は、国際機構への権限の委譲を排除していない。それゆえ、加盟国の責任は、そのような委譲の後においても存続する」として[65]、国際機構への権限委譲には人権保護との関係で限界があることを示している。

国際経済統合（経済のグローバル化）の進展により、グローバルなレベルおよびリージョナルなレベルの双方において、ルールの立案策定の場が国家からWTOやEUなどへと移行する傾向にある。それは国家の自律性を損なうとともに[66]、市民の目からは政策決定の場がますます疎遠になること（国内民主主義への制約）を意味する。WTOでは国家レベルに民主主義の基盤を確保しつつも、トランスナショナルな非公式のルートによる民主主義の補強が模索されている段階である。これに対し、EUでは国家をモデルとする民主主義の「移植」が制度的に試みられているが、欧州憲法条約の批准凍結はそのような試みの限界を示しているように思われる。

〔附記〕 本稿は、平成一七年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号 一七五三〇〇九二）による研究成果の一部である。

（1） 本稿は、二〇〇五年七月三〇日に慶應義塾大学三田キャンパス・南館四階会議室で開催された慶應EU研究会（Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies）における報告をもとに執筆したものである。同報告に際し、田中俊郎・慶應義塾大学法学教授（ジャン・モネ・チェア）、嘉治佐保子・慶應義塾大学経済学部教授、浅見政江・東京国際大学非常勤講師ならびに慶應EU研究会参加者一同から貴重なご助言を賜ったことに心より感謝申し上げます。

（2） Dani Rodrik, "How Far Will International Economic Integration Go?", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 1, 2000, pp. 177-186 は、経済のグローバル化の中で国家の自律性と民主主義はいかなる関係にあ

るのかという問題に対して、「世界経済の政治的トリレンマ」という仮説を提示している。それによれば、国際経済統合（国家管轄権により物、サービスおよび資本市場での取引に干渉がなされない、トランザクション・コストおよび税制の相違が僅少である世界経済）、国民国家（法を定立し管理する独立の権限を有する領域・管轄構成体）および大衆政治（参政権に制約がなく、高度の政治的動員がなされ、政治諸機関が動員された諸集団に反応的な政治システム）のうち三つを同時に達成することはできない。すなわち、（イ）国民国家を二の次にして、「グローバル連邦主義」（選挙されたグローバルな立法機関および複数の管轄にわたり複数のタイプの代表機関に説明責任を負う規制機関の組み合わせ）の下で国際経済統合と大衆政治を選択する、（ロ）大衆政治を二の次にして、「黄金の拘束服」（グローバル経済の要求するところに従ってゲームのルールが決まり、国家の権限は国際商取引と資本移動を促す方向へ向けられること）の下で国際経済統合と国民国家を両立させる、（ハ）国際経済統合を二の次にして「ブレトンウッズ・コンプロマイズ」（諸国家は貿易に対する一定の国境制限を撤廃し、一般的に貿易相手国間で差別をしない限り、自由に振る舞うことができ、国内的には福祉国家的政策を維持するという了解）の下で国民国家とその枠内での大衆政治を維持する、という三つの選択肢が存在することになる。これは、「開放経済のトリレンマ」（不整合な三角形）、すなわち、開放経済体制の下では一般に、金融政策の自律性、資本の自由移動および為替レートの安定のうち三つを同時に達成することはできず、二つしか達成できないという仮説（嘉治佐保子『国際通貨体制の経済学』、日本経済新聞社、二〇〇四年、一七、一八、二一四－二五九頁）から類推して提示されたものである。しかし、「開放経済のトリレンマ」（不整合な三角形）仮説は為替レートが非対称性に反応して動くという経済原則に裏付けられているが、「世界経済の政治的トリレンマ」にはそのような明確な裏付けがないように思われる。なお、仮に「世界経済の政治的トリレンマ」に依拠した場合、国際経済統合の深化を前提にするならば、理論上、「グローバル連邦主義」の下で（国民国家を二の次にして）大衆政治（民主主義）を実現する方向に向かうか、または、「黄金の拘束服」の下で（大衆政治（民主主義）を二の次にして）国民国家を維持するかのいずれかしかないことになる。しかし、予見しうる将来、国際社会が「グローバル連邦主義」に変容するとは想定できない（ただし、前掲 Dani Rodrik 論文では「グローバル連邦主義」に向かうことが予言されている）。他方で、経済のグローバル化という趨勢にもかかわらず、国際経済統合をある程度犠牲にして「ブレトンウッズ・コンプロマイズ」を修正維持するという道筋も考えられる。その

ため、実際に検討すべきは、国民国家の枠組（国家主権）を維持しつつも国内民主主義の「縮小」を受け入れて、国際経済統合から得られる利益を十分に享受する方向へと進むのか、あるいは、「ブレトンウッズ・コンプロマイズ」を修正しつつ維持して国民国家（国家主権）と国内民主主義を最大限確保するとともに一定の経済的利益を確保する方向へ進むのか、ということになる。前者の場合には国内民主主義の「縮小」に伴い、それを補填する手段が必要とされる。後者の場合には、国内民主主義をいかにして維持するかということが問題となる。他方、欧州連合（EU）も同様のトリレンマに直面しているように思われる。しかし、EUが世界貿易機関（WTO）をはじめとする国際機構と決定的に異なる点は、上述の「グローバル連邦主義」に当たる要素が他の二つの要素と並んで一部存在していることである。そのため、EUは逆説的ながら、早くから「民主主義の赤字」症候群に悩まされてきた。

(3) Michael Zürn, "Global Governance and Legitimacy Problems" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *Global Governance and Public Accountability*, Blackwell Publishing, Malden, USA, 2005, pp. 136-163 at 136.

(4) 国際機構およびEUの正統性をめぐる議論については、Jens Steffek, "The Legitimation of International Governance: A Discourse Approach", *European Journal of International Relations*, Vol. 9, No. 2, pp. 249-275 および Christopher Lord and Paul Magnette, "E Pluribus? Creative Disagreement about Legitimacy in the EU", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 42, No. 1, 2004, pp. 183-202 参照。なお、一般に正統性(legitimacy)には、政治的な決定および命令の妥当性（validity）に関わる規範的（normative）側面と、政治的な決定および命令が社会的に受容されることに関わる記述的（descriptive）側面がある（Michael Zürn, *op. cit.*, p. 136）。

(5) Miles Kahler, "Defining Accountability Up: The Global Economic Multilaterals" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *op. cit.*, pp. 8-34 at 9-13. Jens Steffek, "The Legitimation of International Governance: A Discourse Approach", *op. cit.*, p. 266, 267 によれば、国際機構による国際的ガバナンスは、国家代表による明示の合意の結果であり、機能的協力のために国際機構内に国際官僚組織が設置される。そのようなガバナンスの正統性は、第一にその範囲、原則および手続に関する交渉によるコンセンサス、第二にルールおよび決定の作成と実施があらかじめ設定されたプロセスに従うことを中核的要素として、当事者および利害関係者の間でなされ

る合理的な正当化（justfication）と同意により成立するとされる。

（6） Robert A. Dahl, “Can International Organizations Be Democratic? A Skeptic’s View” in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Coedón (eds.), *Democracy’s Edges*, Cambridge University Press, Cambridge, 1999, pp. 19-36によれば、国際機構は「官僚的なバーゲニング・システム」（bureaucratic bargaining systems）であって、本来的に民主主義たりえないとされる。また、グローバル化に伴う国家の自律性の低下という理由で国家が国際機構に権限を委ねることに慎重であるべきで、そのような場合の「民主主義に対するコスト」（the costs to democracy）が考慮されなければならないとされる。

（7） Miles Kahler, *op.cit.*, pp. 9-13.

（8） 政体としての正統性とレジームとしての正統性を区別して考える論者もいる。Richard Bellamy and Dario Castiglione, “Normative Theory and the European Union: Legitimising the Euro-polity and its Regime”, *Queen’s Paper on Europeanisation*, No. 13/2001, 2002, pp. 1-30 (available at http://www.qub.ac.uk/schools/SchoolofPoliticsInternationalStudies/FileStore/EuropeanisationFiles/Filetoupload,5283,en.pdf, accessed 4 August 2005) at 3, 4によれば、政体としての正統性には政治における被治者（subjects）と政治の領域（sphere）の両面がある。前者はどのように市民が定義されるのかという側面、また、後者は政治権力が行使される政策分野と地理的境界がどのように画定されるかという側面に関わる。これに対して、レジームとしての正統性には政治の様式（style）と範囲（scope）の両面がある。前者は、選挙システム、司法権と立法権の関係のような制度（institutions）がどのように作用するかということを指す。後者は、例えば経済的介入と単なる規制のどちらを選択するかという問題のように、所与の政治領域においてどの程度まで権力が行使されうるかということを意味する。

（9） この点については、中村民雄編『EU研究の新地平－前例なき政体への接近』、ミネルヴァ書房、二〇〇五年参照。

（10） Thomas D. Zweifel, “... Who Is without Sin Cast the First Stone: The EU’s Democratic Deficit in Comparison”, *Journal of European Public Policy* 9:5, 2002, pp. 812-840.

（11） James Bacchus, “A Few Thoughts on Legitimacy, Democracy, and the WTO”, *Journal of International*

Economic Law, Vol. 7, No. 3, 2004, pp. 667-673 at 668, 669.

(12) *Ibid*., pp. 669-672.

(13) Gregory Shaffer, "Parliamentary Oversight of WTO Rule-making: The Political, Normative, and Practical Contexts", *Journal of International Economic Law*, Vol. 7, No. 3, pp. 629-654 at 648-653.

(14) John Gerard Ruggie, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order" in Stephen D. Krasner (ed.), *International Regimes*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1983, pp. 195-231. Michael Zürn, *op. cit*., pp. 139-141によれば、「埋め込まれた自由主義」とは、自由貿易と開放的国境への基本的指向を有すると同時に世界市場からのショックや不規則性を吸収することができる国内政治制度の文脈内に固く埋め込まれているような原則を意味する。このような国際市場の自由化と市場への国家介入の一定の組み合わせの下で、福祉国家制度は貿易障壁の低下に対して自由貿易の望ましくない国内的影響を相殺し、または、それに対する少なくともクッションとなることにより、自由貿易と福祉国家を両立させることができた。

(15) Michael Zürn, *op. cit*., p. 140.

(16) *Ibid*., p. 144.

(17) *Ibid*., p. 144, 145.

(18) *Ibid*., pp. 161-163, 古城佳子「グローバリゼーションの何が問題か－国際政治における理論的課題－」、『世界法年報』第二四号、二〇〇五年、三一－三三、一九頁。

(19) Dani Rodrik, *op. cit*., p. 182, 183, 古城佳子、前掲論文、一四頁。グローバル化にもかかわらず、国家の自律性（国家主権）は損なわれていないとする研究もある。例えば、Kal Raustiala, "Rethinking the Sovereignty Debate in International Economic Law", *Journal of International Economic Law*, Vol. 6, No. 4, 2003, pp. 841-878; Edward S. Cohen, "Globalization and the Boundaries of the State: A Framework for Analyzing the Changing Practice of Sovereignty", *Governance*, Vol. 14, No. 1, 2001, pp. 75-97; Alberta M. Sbragia, "Governance, the State, and the Market: What Is Going On?", *Governance*, Vol. 13, No. 2, 2000, pp. 243-250, 古城佳子、前掲論

文、九、一五頁参照。EUにおいても、例えば、企業の移動は税制や（EU地域政策に基づく）地域援助のような、労働基準の規制撤廃以外の要因に拠るところが大きい等の理由で、各国社会的規制の「レース・トゥ・ザ・ボトム」によりソーシャル・ダンピング（social dumping）が引き起こされていることを示す証拠はほとんどないとされる（Catherine Barnard, "Social Dumping and the Race to the Bottom: Some Lessons for the European Union from Delaware?", *European Law Review*, Vol. 25, No. 1, 2000, pp. 57-78）。

(20) Robert Howse and Kalypso Nicolaidis, "Enhancing WTO Legitimacy: Constitutionalization or Global Subsidiarity?", *Governance*, Vol. 16, No. 1, 2003, pp. 73-94 at 86-90.

(21) Marco Verweij and Timothy E. Josling, "Deliberately Democratizing Multilateral Organization", *Governance*, Vol. 16, NO. 1, 2003, pp. 1-21. この点に関連して、毛利聡子「市民社会によるグローバルな公共秩序の構築」、『国際政治』第一三七号、二〇〇四年、一三八－一五五頁、山田高敬「『複合的なガバナンス』とグローバルな公共秩序の変容－進化論的コンストラクティビズムの視点から－」、『国際政治』前掲、四五－六五頁、渡部茂己「国際機構システムによるグローバルな秩序形成過程の民主化」、『国際政治』前掲、六六－八二頁参照。

(22) Jan Aart Scholte, "Civil Society and Democracy in Global Governance", *Global Governance* 8 (2002), pp. 281-304 at 283によれば、市民社会とは「自発的な団体が社会生活の一定の側面を規律するルールを熟議のうえ形成しようとする政治的スペース」である。

(23) Patrizia Nanz and Jens Steffek, "Global Governance, Participation and the Public Sphere" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *op. cit.*, pp. 190-211 at 196-200.

(24) *Ibid.*

(25) Michael Zürn, *op. cit.*, pp. 161-163.

(26) 明田ゆかり「EU通商政策ダイアログとEU市民社会の形成」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、一六九－一九八頁、一七三－一七六頁。

(27) Patrizia Nanz and Jens Steffek, *op. cit.*, pp. 200-209.

(28) Leon Lindberg and Stuart Scheingold, *Europe's Would-be Polity*, Prentice-Hall, Englewood Cliffs, N.J.,

1970, p. 21.

(29) William Wallace and Julie Smith, "Democracy or Technocracy? European Integration and the Problem of Popular Consent", *West European Politics*, Vol. 18, No. 3, 1995, pp. 137-157 at 139.

(30) Joschka Fischer, "From Confederacy to Federation: Thoughts on the Finality of European Integration" (Speech at the Humboldt University in Berlin, 12 May 2000) in Christian Joerges, Yves Mény and J. H. H. Weiler (eds.), *What Kind of Constitution for What Kind of Polity? -Responses to Joschka Fischer-*, The Robert Schuman Centre for Advanced Studies at the European Universtity Institute, Florence and Harvard Law School, Cambridge, MA, 2000, p. 27.

(31) Case 302/86 *Commission v. Denmark* (recyclable bottles) [1988] ECR 4607.

(32) Case 178/84 *Commission v. Germany* (German Beer) [1987] ECR 1227.

(33) Cases C-46 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur SA v. Bundesrepublik Deutschland and The Queen v. Secretary of State for Transport, ex parte: Factortame Ltd and others* [1996] ECR I-1029.

(34) この経緯については、Catherine Barnard, *The Substantive Law of the EU The Four Freedoms*, Oxford University Press, Oxford, 2004, pp. 510-513 参照。なお、現行の指令は Directive 2000/36/EC of 23 June 2000 relating to cocoa and chocolate products intended for human consumption [2000] *OJ* L 197/19 である。

(35) この点に関しては、吉武信彦著『国民投票と欧州統合―デンマーク・EU関係史』勁草書房、二〇〇五年参照。

(36) わが国におけるこの点の先行研究として、例えば、以下参照。田中俊郎「欧州統合におけるエリートと市民」、田中俊郎・庄司克宏編前掲書、三―二五頁、日本比較政治学会編『EUのなかの国民国家―デモクラシーの変容』早稲田大学出版部、二〇〇三年、遠藤乾「ポスト・ナショナリズムにおける正統化の諸問題―ヨーロッパ連合を事例として―」、『年報政治学』二〇〇一年号、一二三―一四二頁、平島健司「欧州統合と民主的正統性」、東京大学社会科学研究所編『二〇世紀システム　五　国家の多様性と市場』、東京大学出版会、一九九八年、二七七―三〇三頁、臼井陽一郎「EUの特異性と規範の進化」、『社会科学研究』第五四巻一号、二〇〇三年、三三―五二頁、浅見政江「EUの民主的ガヴァナンスとEU市民」、田中俊郎・庄司克宏編前掲書、二七―六三頁、明田ゆかり前掲論文。

(37) 欧州司法裁判所は「数量制限と同等の効果を有する措置」を「加盟国により制定され、共同体域内貿易を直接又は間接的に、現実又は潜在的に妨げる可能性のあるすべての商取引規則」と一般的に定義した（Case 8/74 *Procureur du Roi v. Benoît and Gustave Dassonville* [1974] ECR 837, para. 5）。

(38) 庄司克宏「欧州司法裁判所とEC法の直接効果－理論的再検討」、『法律時報』第七四巻四号、二〇〇二年、一四－二〇頁。

(39) Miguel P. Maduro, *We The Court The European Court of Justice and the European Economic Constitution*, Hart Publishing, Oxford, 1998, pp. 110-126.

(40) Case 120/78 *Rewe-Zentrale AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein* (Cassis de Dijon) [1979] ECR 649, paras. 8, 14. EUレベルで共通のルールが存在しない場合、加盟国は自国領域における当該産品の生産および取引に関するすべての事項を規制することができる。この点については、庄司克宏著『EU法　政策篇』岩波書店、二〇〇三年、一八－二二頁参照。

(41) Miguel P. Maduro, *op. cit.*, pp. 126-143.

(42) Cases C-267/91 and C-268/91 *Criminal proceedings against Bernard Keck and Daniel Mithouard* [1993] ECR I-6097, paras. 15-17; Miguel P. Maduro, *op. cit.*, pp. 143-149. この点については、庄司克宏著、前掲書、二四－二八頁参照。

(43) 庄司克宏著『EU法　基礎篇』、岩波書店、二〇〇三年、六〇－六一頁。

(44) J. H. H. Weiler with Ulrich R. Haltern and Franz C. Mayer, "European Democracy and Its Critique", *West European Politics*, Vol. 18, No. 3, 1995, pp. 4-39 at 6-24、ゲオルク・レス（Georg Ress）（入稲福智訳）「EUの民主主義制度の改正について」（Demokratieprinzip im Rahmen der Reform des EU-Vertrages）、『平成法政研究』第三巻一号、一九九八年、八七－一一一頁、須網隆夫「超国家機関における民主主義－ECにおける『民主主義の赤字』をめぐって」、『法律時報』前掲、二九－三六頁、庄司克宏著『EU法　基礎篇』前掲、六一－六三頁。「民主主義の赤字」の理由として他に、（イ）真の意味における欧州レベルの選挙が存在しないこと、（ロ）EUが制度的および心理的に「遠すぎる」こと、（ハ）EUが多くの加盟国における多数派の市民から支持されない政策を採

用していること（また，利益集団の圧力活動の余地が大きいこと）等が挙げられる（Andreas Follesdal and Simon Hix, "Why There is a Democratic Deficit in the EU: A Response to Majone and Moravcsik", *European Governance Papers* (EUROGOV), No. C-05-02, 2005(available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-02.pdf, accessed 24 July 2005), pp. 4-6)。

(45) 須網隆夫前掲論文，三二，三三頁，庄司克宏著『EU法　基礎篇』前掲，六二，六三頁。

(46) Dieter Grimm, "Does Europe Need a Constitution?", *European Law Journal*, Vol. 1, No. 3, 1995, pp. 282-302 at 292-297; J. H. H. Weiler with Ulrich R. Haltern and Franz C. Mayer, *op. cit.*, p. 10-19; Frank Decker, "Governance beyond the Nation-State: Reflections on the Democratic Deficit of the European Union", *Journal of European Public Policy*, Vol. 9, No. 2, 2000, pp. 256-272 at 260-265.

(47) J. H. H. Weiler with Ulrich R. Haltern and Franz C. Mayer, *op. cit.*, p. 19; Caitríona Carter and Andrew Scott, "Legitimacy and Governance Beyond the European Nation State: Conceptualising Governance in the European Union", *European Law Journal*, Vol. 4, No. 4, 1998, pp. 429-445 at 435, 444.

(48) 多数決原理によらない独立の機関の説明責任として，選挙された政治家に対する「上向き」(upward) の説明責任，独立の機関相互による「水平的」(horizontal) な説明責任，および，消費者，被規制者その他の一般大衆に対する「下向き」(downward) の説明責任が存在する（David Coen and Mark Thatcher, "The New Governance of Markets and Non-Majoritarian Regulators", *Governance*, Vol. 18, No. 3, 2005, pp. 329-346 at 339-342)。

(49) Giandomenico Majone, "Europe's 'Democratic Deficit': The Question of Standards", *European Law Journal*, Vol. 4, No. 1, 1998, pp. 5-28; Giandomenico Majone, *International Economic Integration, National Autonomy, Transnational Democracy: An Impossible Trinity?*, RSC No. 2002/48, EUI Working Papers(available at http://www.iue.it/RSCAS/WP-Texts/02_48.pdf, accessed 24 July 2005), p. 13, 14. Majone に対する批判として，Andrea Follesdal, and Simon Hix, *op. cit.* 参照。

(50) 「民主主義の赤字」必要論および同否定論とも，プリンシパル＝エージェント理論に基づいている。プリンシパル（加盟国）がエージェントとしてのEU（の独立の機関）になぜ権限を委任するかについては，第一にエージェン

トのコミットメントを信頼に足るものとすること、第二にエージェントが持ち合わせていない情報および専門的知識を収集すること、第三に問題解決能力の改善をもたらすこと、第四に国民に不人気な政策を選挙によらない機関に押しつけて非難を免れること、が理由とされる。また、プリンシパルはどのようにエージェントを説明責任に服せしめるかについては、事前のコントロールが難しいため、事後的コントロールによることとなる（Paul Magentte, Christian Lequesne, Nicholas Jabco and Oliver Costa, "Conclusion: Diffuse Democracy in the European Union: The Pathologies of Delegation", *Journal of European Public Policy*, Vol. 10, No. 5, 2003, pp. 834-840 at 835; David Coen and Mark Thatcher, *op. cit.*, p. 332）。

(51) Andrew Moravcsik, "In Defence of the 'Democratic Deficit': Reassessing Legitimacy in the European Union", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 40, No. 4, 2002, pp. 603-624. Moravcsik に対する批判として、Andrea Follesdal, and Simon Hix, *op. cit.* 参照。

(52) Peter Mair, "Popular Democracy and the European Union Polity", *European Governance Papers (EUROGOV)*, No. C-05-03, 2005 (available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-03.pdf, accessed 24 July 2005), p. 23, 24.

(53) 庄司克宏「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」、『国際政治』第一四二号、二〇〇五年、一八―三二頁。欧州憲法条約については、庄司克宏「欧州憲法条約とEU―『多様性の中の結合』の展望と課題―」、『世界』第七三六号、二〇〇五年、一三二―一四〇頁、同「二〇〇四年欧州憲法条約の概要と評価」、『慶應法学』第一号、二〇〇四年、一―六一頁、同「欧州憲法条約草案の概要と評価―簡素化・分権化・民主化・効率化―」、『海外事情』第五一巻一〇号、二〇〇三年、一四―三七頁を参照されたい。

(54) Ben Crum, "Tailoring Representative Democracy to the European Union: Does the European Constitution Reduce the Democratic Deficit?", *European Law Journal*, Vol. 11, No. 4, 2005, pp. 452-467 at 456, 467.

(55) Peter Mair, *op. cit.*, pp. 22-24.

(56) Ben Crum, *op. cit.*, p. 454.

(57) EUにおける「民主主義の赤字」論が主権国家における民主主義の基準をEUに適用していることに対して、E

Uは一つの主権国家ではなく大国小国を含む複数の加盟国から成る構成体であるため、両者を同様に考えることには疑問が呈されることがある。例えば、須網隆夫、前掲論文、三二―三四頁によれば、「議会制をECに機械的に適用することはできない。ECにおける民主的な統治構造は、主権国家の場合とは異ならざるをえず、民主主義の本質に立ち戻って、新たな制度を考察する必要がある」。ただし、須網論文は、欧州議会と理事会による二元的正当性調達を基本的に支持している。

(58) Miguel Poiares Maduro, *What to Look for Legitimacy?* (available at http://www.arena.uio.no/events/Conference2002/documents/Maduro.doc, accessed 24 July 2005).

(59) *Ibid.*

(60) その実態に関する研究については、鈴木規子「外国人から市民へ―投票するEU市民」、田中俊郎・庄司克宏編、前掲書、六五―九四頁参照。

(61) Miguel Poiares Maduro, What to Look for Legitimacy?, *op. cit.*

(62) EUレベルの規制における補完性原則に関する経済学的分析については、J・ペルクマンス著（田中素香訳）『EU経済統合』、文眞堂、二〇〇四年、八五―一二一頁参照。また、EUにおける補完性原則の政治学的・歴史的分析については、例えば、以下参照。澤田昭夫「補完性原理（The principle of subsidiarity）：分権主義的原理か集権主義的原理か」、『日本EC学会年報』第一二号、一九九二年、三一―六一頁、浅見政江「EC・国家・地域関係と補完性原理」、『日本EU学会年報』第一四号、一九九四年、一―一四頁、臼井陽一郎「EUにおけるサブシディアリティーの原理と協調的連邦制の概念」、『ソシオサイエンス』第一号、一九九五年、六七―八〇頁、遠藤乾「補完性（サブシディアリティ）―ヨーロッパ連合におけるポスト・ナショナルな立憲原理―」、石川明編集代表『EU法の現状と発展』信山社、二〇〇一年所収、三四九―三八一頁、八谷まち子「『補完性の原則』の確立と課題―『ヨーロッパ社会』の構築へ向けて」、櫻井雅夫編集代表『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』信山社、二〇〇二年所収、二九―六一頁。

(63) Anne-Marie Slaughter, "Disaggregated Sovereignty: Towards the Public Accountability of Global Government Networks" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *op. cit.*, pp. 35-66 at 61, 62.

(64) *Ibid.*

(65) Application No. 24833/94, *Matthews v. the United Kingdom*, Judgment of 18 February 1999 [1999] 28 E.H.R.R. 361, para. 32. 本件については、庄司克宏「EU（EC）法秩序における欧州人権裁判所の役割」、石川明編『EU法の現状と発展』、信山社、二〇〇一年、二二九―二四六頁参照。

(66) Beate Kohler-Koch, "European Governance and System Integration", *European Governance Papers (EUROGOV)*, No. C-05-01, 2005 (available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-01.pdf, accessed 5 August 2005), p. 12, 13によれば、（イ）加盟国の社会保障制度はEUから制約を受けているが、同制度の改革は依然として国内事項である。（ロ）加盟国政府の自律性はEUにおけるガバナンス権限の共有プロセスで制約を受けているが、加盟国政府は依然として政治の中心にある。（ハ）ナショナルなレベルと欧州レベルのアイデンティティは平和的共存関係にあるが、前者が支配的である。

〔参考文献〕（邦文はアイウエオ順、英文はアルファベット順）

明田ゆかり「EU通商政策ダイアログとEU市民社会の形成」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年所収、一六九―一九八頁。

浅見政江「EUの民主的ガヴァナンスとEU市民」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年所収、二七―六三頁。

浅見政江「EC・国家・地域関係と補完性原理」、『日本EU学会年報』第一四号、一九九四年、一―一四頁。

阿部克則「WTO体制におけるダンピング防止税の位置―グローバリゼーションと国際経済秩序の関係の視点から―」、『世界法年報』第二四号、二〇〇五年、四九―七八頁。

石井貫太郎著『現代国際政治理論』（増補補訂版）ミネルヴァ書房、二〇〇二年。

臼井陽一郎「EUの特異性と規範の進化」、『社会科学研究』第五四巻一号、二〇〇三年、三三―五二頁。

臼井陽一郎「EUにおけるサブシディアリティーの原理と協調的連邦制の概念」、『ソシオサイエンス』第一号、一九九五年、六七―八〇頁。

臼井陽一郎「EU　欧州統合の意味変容」、小川有美・岩崎正洋編『アクセス地域研究II』日本経済評論社、二〇〇四年所収、四四－六三頁。
遠藤乾「ポスト・ナショナリズムにおける正統化の諸問題－ヨーロッパ連合を事例として－」、『年報政治学』二〇〇一年号、一二三－一四二頁。
遠藤乾「補完性（サブシディアリティ）－ヨーロッパ連合におけるポスト・ナショナルな立憲原理－」、石川明編集代表『EU法の現状と発展』信山社、二〇〇一年所収、三四九－三八六頁。
大芝亮「グローバリゼーションとグローバル・ガバナンス」、一橋大学法学部創立五〇周年記念論文集刊行会編、『変動期における法と国際関係』有斐閣、二〇〇一年所収、四七九－四九九頁。
オブストフェルド・モーリス（Maurice Obstfeld）、日本銀行金融研究所訳「エマージング市場諸国のグローバル化、マクロ経済パフォーマンスと為替レート」、『金融研究』第二三巻四号、二〇〇四年一二月、五五－八四頁（http://www.imes.boj.or.jp/japanese/kinyu/2004/kk23-4-4.pdf、二〇〇五年七月二〇日参照）。
嘉治佐保子著『国際通貨体制の経済学』日本経済新聞社、二〇〇四年。
ゲオルク・レス（Georg Ress）（入稲福智訳）「EUの民主主義制度の改正について」（Demokratieprinzip im Rahmen der Reform des EU-Vertrages）、『平成法政研究』第三巻一号、一九九八年、八七－一一一頁。
古城佳子「グローバリゼーションの何が問題か－国際政治における理論的課題－」、『世界法年報』第二四号、二〇〇五年、三－二三頁。
澤田昭夫「補完性原理（The principle of subsidiarity）：分権主義的原理か集権主義的原理か」、『日本EC学会年報』第一二号、一九九二年、三一－六一頁。
庄司克宏「EU（EC）法秩序における欧州人権裁判所の役割」、石川明編『EU法の現状と発展』、信山社、二〇〇一年所収、二二九－二四六頁。
庄司克宏「欧州司法裁判所とEC法の直接効果－理論的再検討」、『法律時報』第七四巻四号、二〇〇二年、一四－二〇頁。
庄司克宏著『EU法　基礎篇』岩波書店、二〇〇三年。

庄司克宏著『EU法　政策篇』岩波書店、二〇〇三年。
庄司克宏「欧州憲法条約草案の概要と評価―簡素化・分権化・民主化・効率化―」、『海外事情』第五一巻一〇号、二〇〇三年、一四―一七頁。
庄司克宏「二〇〇四年欧州憲法条約の概要と評価」、『慶應法学』第一号、二〇〇四年、一―六一頁。
庄司克宏「欧州憲法条約とEU―『多様性の中の結合』の展望と課題―」、『世界』第七三六号、二〇〇五年、一三一―一四〇頁。
庄司克宏「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」、『国際政治』第一四二号、二〇〇五年、一八―三二頁。
須網隆夫「超国家機関における民主主義―ECにおける『民主主義の赤字』をめぐって」、『法律時報』第七四巻四号、二〇〇二年、二九―三六頁。
鈴木規子「外国人から市民へ―投票するEU市民」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年所収、六五―九四頁。
田中俊郎著『EUの政治』岩波書店、一九九八年。
田中俊郎「欧州統合におけるエリートと市民」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年所収、三―二五頁。
中村民雄編『EU研究の新地平―前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、二〇〇五年。
日本比較政治学会編『EUのなかの国民国家―デモクラシーの変容』早稲田大学出版部、二〇〇三年。
八谷まち子「『補完性の原則』の確立と課題―『ヨーロッパ社会』の構築へ向けて」、櫻井雅夫編集代表『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』信山社、二〇〇二年所収、二九―六一頁。
平島健司「欧州統合と民主的正統性」、東京大学社会科学研究所編『二〇世紀システム　五　国家の多様性と市場』東京大学出版会、一九九八年所収、二七七―三〇三頁。
ペルクマンス、J著（田中素香訳）『EU経済統合』、文眞堂、二〇〇四年。
毛利聡子「市民社会によるグローバルな公共秩序の構築」、『国際政治』第一三七号、二〇〇四年、一三八―一五五頁。
横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、二〇〇五年。

吉武信彦著『国民投票と欧州統合―デンマーク・EU関係史』勁草書房、二〇〇五年。
渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス　政府なき秩序の模索』東京大学出版会、二〇〇一年。
渡部茂己「国際機構システムによるグローバルな秩序形成過程の民主化」、『国際政治』第一三七号、二〇〇四年、六六―八二頁。

BACCHUS, James, "A Few Thoughts on Legitimacy, Democracy, and the WTO", *Journal of International Economic Law*, Vol. 7, NO. 3, 2004, pp. 667-673.

BARNARD, Catherine "Social Dumping and the Race to the Bottom: Some Lessons for the European Union from Delaware?", *European Law Review*, Vol. 25, No. 1, 2000, pp. 57-78.

BARNARD, Catherin, *The Substantive Law of the EU The Four Freedoms*, Oxford University Press, Oxford, 2004.

BELLAMY, Richard and CASTIGLIONE, Dario, "Normative Theory and the European Union: Legitimising the Euro-polity and its Regime", *Queen's Paper on Europeanisation*, No. 13/2001, 2002, pp. 1-30(available at http://www.qub.ac.uk/schools/SchoolofPoliticsInternationalStudies/FileStore/EuropeanisationFiles/Filetoupload,5283,en.pdf, accessed 4 August 2005).

CARTER Caitríona and SCOTT Andrew, "Legitimacy and Governance Beyond the European Nation State: Conceptualising Governance in the European Union", *European Journal Law*, Vol. 4, No. 4, 1998, pp. 429-445.

COEN, David and THATCHER, Mark, "The New Governance of Markets and Non-Majoritarian Regulators", *Governance*, Vol. 18, No. 3, 2005, pp. 329-346.

COHEN, Edward S., "Globalization and the Boundaries of the State: A Framework for Analyzing the Changing Practice of Sovereignty", *Governance*, Vol. 14, No. 1, 2001, pp. 75-97.

CRUM, Ben "Tailoring Representative Democracy to the European Union: Does the European Constitution Reduce the Democratic Deficit?", *European Law Journal*, Vol. 11, No. 4, 2005, pp. 452-467.

DAHL, Robert A., "Can International Organizations Be Democratic? A Skeptic's View" in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Coedón (eds.), *Democracy's Edges*, Cambridge University Press, Cambridge, 1999, pp. 19-36.

DECKER, Frank, "Governance beyond the Nation-State: Reflections on the Democratic Deficit of the European Union", *Journal of European Public Policy* 9:2, 2002, pp. 256-272.

DEHOUSSE, Renaud, "Constitutional Reform in the European Community: Are There Alternatives to the Majoritarian Avenue?", *West European Politics*, Vol. 18, No. 3, 1995, pp. 118-136.

FERRERA, Maurizio and RHODES, Martin, "The Future of the European 'Social Model' in the Global Economy", *Journal of Comparative Policy Analysis: Research and Practice* 3, 2001, pp. 163-190.

FISCHER, Joschka "From Confederacy to Federation: Thoughts on the Finality of European Integration" (Speech at the Humboldt University in Berlin, 12 May 2000) in Christian Joerges, Yves Mény and J. H. H. Weiler (eds.), *What Kind of Constitution for What Kind of Polity? -Responses to Joschka Fischer-*, The Robert Schuman Centre for Advanced Studies at the European Univertsity Institute, Florence and Harvard Law School, Cambridge, MA, 2000, pp. 19-30.

FOLLESDAL, Andrea and HIX, Simon, *Why There Is a Democratic Deficit in the EU: A Response to Majone and Moravcsik*, European Governance Papers, No. C-05-02, 2005(available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-02.pdf, accessed 24 July 2005).

GRIMM, Dieter, "Does Europe Need a Constitution?", *European Law Journal*, Vol. 1, No. 3, 1995, pp. 282-302.

HOWSE, Robert and NICOLAIDIS, Kalypso, "Enhancing WTO Legitimacy: Constitutionalization or Global Subsidiarity?", *Governance*, Vol. 16, No. 1, 2003, pp. 73-94.

KAHLER, Miles, "Defining Accountability Up: The Global Economic Multilaterals" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *Global Goveranance and Public Accountability*, Blackwell Publishing, Malden, USA, 2005, pp. 8-34.

KING, Loren A., "Deliberation, Legitimacy, and Multilateral Democracy", *Governance*, Vol. 16, NO. 1, 2003, pp.

23-50.

KOHLER-KOCH, Beate "European Governance and System Integration", *European Governance Papers (EUROGOV)*, No. C-05-01, 2005(available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-01.pdf, accessed 5 August 2005).

LORD, Christopher and MAGNETTE, Paul, "E Pluribus? Creative Disagreement about Legitimacy in the EU", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 42, No. 1, 2004, pp. 183-202.

MADURO, Miguel P., *We The Court The European Court of Justice and the European Economic Constitution*, Hart Publishing, Oxford, 1998.

MADURO, Miguel P., *What to Look for Legitimacy?* (available at http://www.arena.uio.no/events/Conference2002/documents/Maduro.doc, accessed 24 July 2005).

MAGNETTE, Paul, LEQUESNE, Christian, JABCO, Nicholas and COSTA, Oliver, "Conclusion: Diffuse Democracy in the European Union: The Pathologies of Delegation", *Journal of European Public Policy*, Vol. 10, No. 5, 2003, pp. 834-840.

MAIR, Peter, "Popular Democracy and the European Union Polity", *European Governance Papers (EUROGOV)*, No. C-05-03, 2005 (available at http://www.connex-network.org/eurogov/pdf/egp-connex-C-05-03.pdf, accessed 24 July 2005).

MAJONE, Giandomenico, "Europe's 'Democratic Deficit': The Question of Standards", *European Law Journal*, Vol. 4, No. 1, 1998, pp. 5-28.

MAJONE, Giandomenico, *International Economic Integration, National Autonomy, Transnational Democracy: An Impossible Trinity?*, RSC No. 2002/48, EUI Working Papers(available at http://www.iue.it/RSCAS/WP-Texts/02_48.pdf, accessed 24 July 2005).

MENZ, Georg, "Re-regulating the Single Market: National Varieties of Capitalism and their Responses to Europeanization", *Journal of European Public Policy* 10:4, 2003, pp. 532-555.

MORAVCSIK, Andrew, "In Defence of the 'Democratic Deficit': Reassessing Legitimacy in the European Union", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 40, No. 4, 2002, pp. 603-624.

NANZ, Patrizia and STEFFEK, Jens, "Global Governance, Participation and the Public Sphere" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *Global Goveranance and Public Accountability*, Blackwell Publishing, Malden, USA, 2005, pp. 190-211.

RAUSTIALA, Kal, "Rethinking the Sovereignty Debate in International Economic Law", *Journal of International Economic Law*, Vol. 6, No. 4, 2003, pp. 841-878.

RODRIK, Dani, "How Far Will International Economic Integration Go?", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 1, 2000, pp. 177-186.

SBRAGIA, Alberta M., "Governance, the State, and the Market: What Is Going On?", *Governance*, Vol. 13, No. 2, 2000, pp. 243-250.

SCHMIDT, Susanne K., "The Impact of Mutual Recognition − Inbuilt Limits and Domestic Responses to the Single Market", *Journal of European Public Policy* 9:6, 2002, pp. 935-953.

SCHOLTE, Jan Aart, "Civil Society and Democracy in Global Governance", *Global Governance*, Vol. 8, No. 3, 2002, pp. 281-304.

SHAFFER, Gregory, "Parliamentary Oversight of WTO Rule-making: The Political, Normative, and Practical Contexts", *Journal of International Economic Law*, Vol. 7, No. 3, 2004, pp. 629-654.

SLAUGHTER, Anne-Marie, "Disaggregated Sovereignty: Towards the Public Accountability of Global Government Networks" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *Global Goveranance and Public Accountability*, Blackwell Publishing, Malden, USA, 2005, pp. 35-66.

STEFFEK, Jens, "The Legitimation of International Governance: A Discourse Approach", *European Journal of International Relations*, Vol. 9, No. 2, pp. 249-275.

STEFFEK, Jens, "Sources of Legitimacy Beyond the State: A View from International Relations" in Christian

Joerges, Inger-Johanne Sand and Gunter Teubner, *Transnational Governance and Consitutionalism*, Hart Publishing, Oxford, 2004, pp. 81-101.

VERWEIJ, Marco and JOSLING, Timothy E., "Deliberately Democratizing Multilateral Organization", *Governance*, Vol. 16, NO. 1, 2003, pp. 1-21.

WALLACE, William and SMITH, Julie, "Democracy or Technocracy? European Integration and the Problem of Popular Consent", *West European Politics*, Vol. 18, No. 3, 1995, pp. 137-157.

WEILER, J. H. H. with ULRICH, Haltern, R. and MAYER, Franz C., " European Democracy and Its Critique", *West European Politics*, Vol. 18, No. 3, 1995, pp. 4-39.

ZWEIFEL, Thomas D., "... Who Is without Sin Cast the First Stone: The EU's Democratic Deficit in Comparison", *Journal of European Public Policy* 9:5, 2002, pp. 812-840.

ZÜRN, Michael, "Global Governance and Legitimacy Problems" in David Held and Mathias Koenig-Archibugi, *Global Goveranance and Public Accountability*, Blackwell Publishing, Malden, USA, 2005, pp. 136-163.